

第58回県民体育大会始良大会

本町からも51人が出場

9月18日(土) 19日(日)の両日、第58回県民体育大会が始良地区を中心に開催されます。本町からも7種目の競技に51人が参加します。各選手の活躍が期待されます。

出場選手は、次のとおり。

(敬称略)

◇陸上(3人)

(国分運動公園陸上競技場)
大園栄一 大窪清美 久保美緒

◇水泳(13人)

(国分市民プール)
谷山琢哉 瀬戸口三千雄

鬼塚仁 曾山哲弘 橋之口晃

上大迫浩幸 栗牧裕幸

舟倉修二 高嶺響 曾山紗夕己

谷山朝香 豊田ひとみ 山元清美

◇バレーボール(2人)

(横川町総合体育館18日、牧園町総合体育館19日)

上屋敷真一 上屋敷彰

◇卓球(1人)

(加治木中学校体育館)
串下留美

◇剣道(2人)

花立英雄(監督) 萩木場一水

◇ラグビー(4人)

(国分海浜公園第一グラウンド)
栗野正明 草野洋幸 宇宿真悟

山内靖

◇カヌー

(菱刈町湯之尾滝上流)

◇男子(13人)

満園誠 串下哲也 中園政次郎

植村秀昭 高嶺旭 片野好文

柳田道輝 舟倉直人 柳田和房

竹下和男 杉水流重樹

田畑和成 外園寛志

◇女子(13人)

米丸妙子 井上美和 軸屋春代

古田妙子 下屋敷輝美

吉留順子 豊田方真奈美

西之園まさよ 永徳聡美

小丸サツ子 中島美利子

米丸和代 沖理香

第28回 町民総ぐるみバレーボール大会

町民総ぐるみバレーボール大会が、8月3日(火)から8月6日(金)にかけて行われました。A、Cクラスに分かれて熱戦が繰り広げられました。結果は、次のとおりです。

【Aクラス】

予選

大願寺2-0紫尾下 上下

大迫2-0紫尾下 大願寺

2-0上下大迫 小路下手

1-1種子田 下京塚原2-0

0櫃ヶ迫 小路下手2-0

下京塚原 種子田1-1櫃ヶ迫

準決勝

大願寺2-0下京塚原 小路下手2-0上下大迫

小

決勝

大願寺2-0小路下手

【Bクラス】

予選

浦川内2-0諏訪下 湯田原

2-0諏訪下 湯田原1-1浦川内

紫尾中1-1大角 紫尾中2-0市場

大角1-1市場

決勝

紫尾中2-1湯田原

【Cクラス】

予選

東湯田原2-0川口 東湯田原2-0高嶺

川口2-0高嶺

京塚原2-1中間

決勝

東湯田原2-1京塚原

各校区で敬老会を開催

9月20日(月)各校区で敬老会が開催されます。
受付時間 午後1時～2時
記念撮影 午後1時30分 新70歳場所 鶴田区 鶴田区コミュニティセンター 神子区 あびる館(受付保健センター) 柏原区 柏原小体育館 紫尾区 紫尾小体育館



第3期塾生募集!! さつま青藍塾

『元気で活力ある地域づくり』を目指し、共に話し合いながら楽しく活動しているさつま青藍塾では、今回第3期新塾生を募集します。

◇活動内容 塾生同士で語りあいながら学びたいこと、やりたいことを自分たちで自主的に発案し活動します。

これまでの活動例：矢野大和氏地域づくり講演会、鹿大農学部との学生交流、地域づくり勉強会、視察研修など

◇資格 塾活動に賛同し、協調して頂ける方であれば、職業・年齢・性別は問いません。

期間は、2年一期です。(継続入塾も可能です。)

会費は、年1万円程度です。

◇申込方法・期限 氏名・住所・電話番号・生年月日を記入したものを提出して下さい。

申込〆切は 9月21日です。

▽申込先 南原武博 ☎52-1525



国民年金

問い合わせ 住民課住民年金係
☎59-3111(内線121)

年金改正のポイント

「保険料水準固定方式」を導入

これまでは、給付水準を維持するために保険料を見直すという方法がとられてきました。しかし、現在の少子高齢化の進行は、将来の現役世代に過重な負担を強いることとなります。そこで、給付を支える現役世代の負担に配慮した「保険料水準固定方式」が導入されることになりました。

「保険料水準固定方式」とは、将来の保険料率を一定水準で固定し、給付はその範囲で行うというものです。

厚生年金の場合

現在13.58%の保険料率は、平成16年10月から毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成29年9月以降は18.30%で固定します。

国民年金の場合

現在13,300円の保険料を、平成17年4月から毎年280円ずつ引き上げ、平成29年度以降の保険料を16,900円に固定します。

ゆとりができたら

追納制度を利用しよう!!

免除を受けた期間や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納付(追納)することができます。免除を受けた期間に応じて将来受け取る老齢基礎年金は減額されますので、年金額を満額に近づけるためにも追納をお勧めします。

◎追納する時は

①社会保険事務所にお申し出ください。(電話・窓口でお申し出ください。)

②追納するのは古いものから。(追納する期間は選べません。古いものから順に納めることになります。なお、学生納付特例期間がある場合は、その期間の追納が優先されます。)

③3年以上前の分には加算額がつきます。(平成13年度以前の分には加算額がつきます。)